

平成30年度八頭町農業委員会臨時委員会 議事録

1. 招集年月日 平成30年10月19日(金) 午後1時30分

2. 招集の場所 八頭町役場 郡家庁舎 大会議室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男		
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村 辰寿
委員	1番	山根	祐一	2番	西田 悦子
	4番	田中	豊秋	5番	綾木 晴子
	6番	丸山	武	7番	河村 久雄
	9番	木原	さち子	11番	宮本彰太郎

4. 欠席委員 3番 山崎 幸臣 8番 田中 正則 10番 谷尾 友枝

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 1番 山根 祐一 2番 西田 悦子

第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

第3 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香 主任 田淵 裕二

6. 会議の概要

局長

本日は急遽のことでしたので、議決権のある農業委員さんだけ召集させていただきました。ご理解をお願いします。

本日の欠席者は3名です。

農業委員 11名出席です。定足数に達していますので平成30年度八頭町農業委員会臨時委員会を始めます。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、1番 山根 祐一委員、2番 西村 辰寿委員をお願いします。

次に日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号10-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

最初に議案書の差替えをお願いします。申し訳ありません。それでは農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。

この案件は10月10日の第7回委員会で審議しました20棟の建売住宅を建築するにあたり、事前の埋蔵文化財発掘調査を目的とした使用貸借権設定の一時転用です。この発掘調査は既に平成30年4月1日から平成30年9月30日までに実施済みであるため、追認案件となります。

建売住宅の転用案件が22日開催予定の第6回常設審議委員会で審議されることから、それまでに発掘調査の一時転用を審議し進達する必要があったため、大変急で申し訳ありませんでしたが審議させていただきます。

それでは受付番号10-1について説明します。

土地の所在地 郡家地内2筆 台帳地目 すべて田 現況地目 すべて田 面積 298㎡の内100㎡、914㎡の内400㎡ 合計500㎡

場所は、議案書2ページから4ページに図面を付けていますが、郡家駅西側の農地になります。土地利用計画図は5ページに付けています。

理由につきましては、郡家駅西側団地の第三工区として建売住宅を20棟建築するために、事前に埋蔵文化財試掘調査を行ったところ遺物が出土したため本調査を実施したものです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は駅から300m以内の農地ということで、第3種農地です。

許可根拠は原則許可です。

信用についてですが、前回の委員会でも申しましたが、申請者は昨年、残土置場の違反転用があり、後日、追認許可を得られたということがありました。年内には原状復帰されておりますので適当と考えます。資力については金融機関残高証明書により確認しました。

規模の妥当性については、必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は道路、西、南、北側は田があります。掘削の深さは約 0.7m で埋戻します。雨水は自然流下と既設の農業用水路に排水します、汚水排水は発生しません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、私が事前調査をしていますので報告をします。

横山会長 貸出人は仕事の関係で不在だったため、ご家族に聞き取りを行いました。発掘調査のことは了解されておりました。借受人は、設計事務所の方と昨日来庁していただき、聞き取りを行いました。こちらも一時転用申請は承知されております。追認案件ですのでご理解いただきたいと思えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

河村委員 議案書 3、4、5 ページの図面で色塗りの場所が違うのはどうしてでしょうか。

事務局 3、4 ページは同じ場所に色塗りがされていますが、この色塗りの中の一部分が掘削してあります。5 ページに斜線が引いてある場所がありますが、そこが掘削場所であり、2 カ所四角に囲ってある場所が掘った土を置いた場所です。合わせたところで 500 m² であり、本日申請している箇所になります。

最初は、筆全部としていましたが、協議していくうちに、掘削した場所と土を置いた場所で申請するということになりました。

河村委員 20 棟建てるのは何処になりますか。

事務局 4 ページの図面 681-8、682-2、681-4、681-3 の 4 筆に 20 棟建築予定です。

小林委員	10月10日の委員会では所有権移転となっていました。今回は使用貸借となっているのはどうしてでしょうか。
議長（会長）	これは追認案件ですので、遡って認めるということになるからです。
河村委員	一時転用といいます。一時と言うのはどのくらいの期間を言うのでしょうか。10日とか1ヶ月とかであれば申請はしなくてもいいのでしょうか。それともやはり許可申請は必要なのでしょうか。許容範囲というのがあるのですか。
事務局	農地を農地以外に使うことになれば申請は必要です。農地の発掘作業もそれにあたるようです。
河村委員	それでしたら、申請しなければならなかったのは明白ですね。
事務局	今回の案件は、試掘から本調査になっています。試掘の期間がどれくらいであれば申請が必要なのか明確なものはありません。今後、基準を明確にしていくことが必要であると考えます。
議長（会長）	横の連携を密にしていき、教育委員会も試掘をするのであれば申請が必要ということを確認していく必要があります。 その他、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 以上で議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議を終わります。 続きまして日程第3 その他について事務局よりお願いします。
事務局	事務局からは特にありません。
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

(なし)

議長（会長）

無いようですので、以上で臨時農業委員会を終了します。
終了（14時20分）